⑸　低入札価格調査　上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⑼　上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和２年１月24日（金）を予定する。
⑾　詳細は説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design for bridges in Sanyo Expressway (eastern part) of Himeji Expressway office Jurisdiction
⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 14 January 2020
⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 4 March 2020
⑹　Time limit for the submission of tenders : Notification when requesting quotation
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Shinichi Miki, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan. TEL. 06―6344―9242 FAX. 06―6344―9913

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年12月23日
西日本高速道路株式会社　関西支社
支社長　永田　順宏
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第48号
本公示に記載の業務は、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する６件の業務を対象に、同時に公告し、一括して申請および審査を実施する業務である。
本件の入札にあたっては、複数の業務に参加を希望する場合にあっても、１件の参加表明書及び技術提案書を提出する。（詳細は入札説明書による。）
１　業務概要
⑴　本業務は、「設計業務（総合技術監理型）」の対象業務である。「設計業務（総合技術監理型）」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務（総合技術監理型）」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。
⑵　品目分類番号　42
⑶　業務名　姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道中地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
同時に公告している他５件の業務名は次のとおり。なお、下記業務の詳細は各業務の公示を参照すること。
・姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道西地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・姫路高速道路事務所管内（山陽自動車道東地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・神戸高速道路事務所管内（山陽自動車道）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・福崎高速道路事務所管内（中国自動車道西地区）橋梁耐震補強設計業務（その１）
・福知山高速道路事務所管内（舞鶴若狭自動車道南地区）橋耐震補強設計業務（その１）
⑷　業務箇所　山陽自動車道吹田山口線
自）兵庫県姫路市飾東町
至）兵庫県たつの市龍野町
⑸　業務内容　本業務は、姫路高速道路事務所が管理する山陽自動車道（山陽姫路東ＩＣ～龍野ＩＣ）にある耐震補強事業対象橋梁において、総合技術監理業務及び橋梁耐震補強設計を行う業務である。
⑹　履行期間　366日間
２　技術提案書の提出者に要求される資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記⑴から⑷に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。
⑹　参加希望者が共同企業体を構成する場合には、工事等競争参加資格登録要領別紙15―１に定める標準特定設計共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出しなければならない。
⑺　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
⑴　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
⑵　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
⑶　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）